

## 平成18年版「男女共同参画白書」について

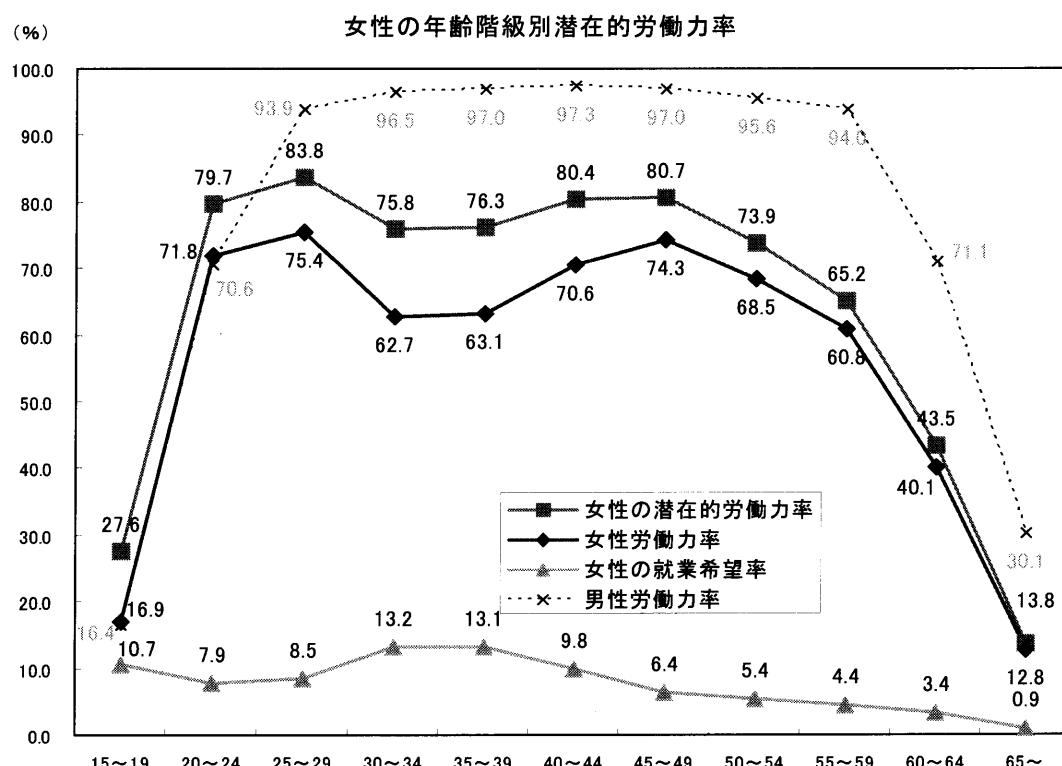
平成18年6月  
内閣府男女共同参画局

### 1. 男女共同参画白書について

- 男女共同参画白書は、男女共同参画社会基本法に基づき毎年国会に提出することとされているものであり、今回は7回目となる。
- 構成 ①平成17年度 男女共同参画社会の形成の状況
  - ・第1部：男女共同参画社会の形成の状況（特集含む）
  - ・第2部：平成17年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策
- ②平成18年度 男女共同参画社会の形成の促進施策

### 2. 特集：女性が再チャレンジしやすい社会へ —男女共同参画と少子化対策は車の両輪—

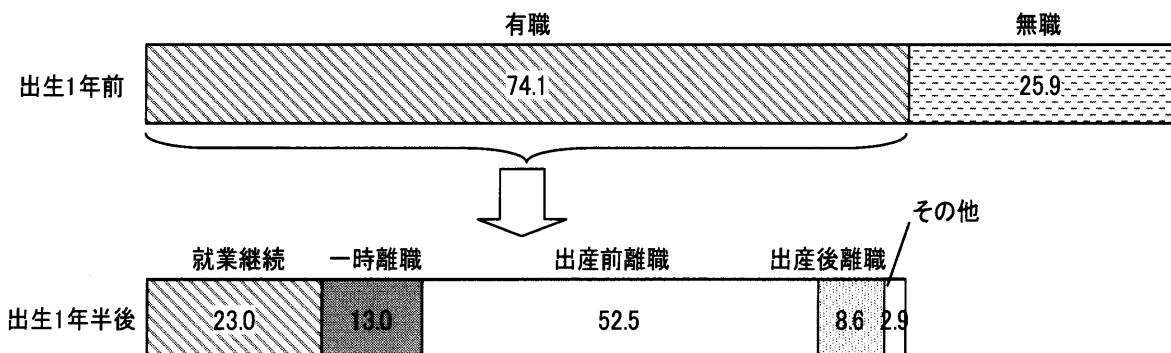
- 子育てのためにいったん家庭に入った女性の再チャレンジ支援などを進め男女共同参画社会を実現することは、安心と喜びを持って子どもを生み育てることができる社会の実現につながり、少子化対策としても有効。
- 女性の労働力率は子育て期に低下するが、子育て期の就業希望者は多い。就業希望者総数は360万人。うち25歳から54歳までが245万人となっている。



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細結果)」(平成17年平均)より作成。  
 2. 年齢階級別潜在的労働率率 = (労働力人口(年齢階級) + 非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級)) / 15歳以上人口(年齢階級)

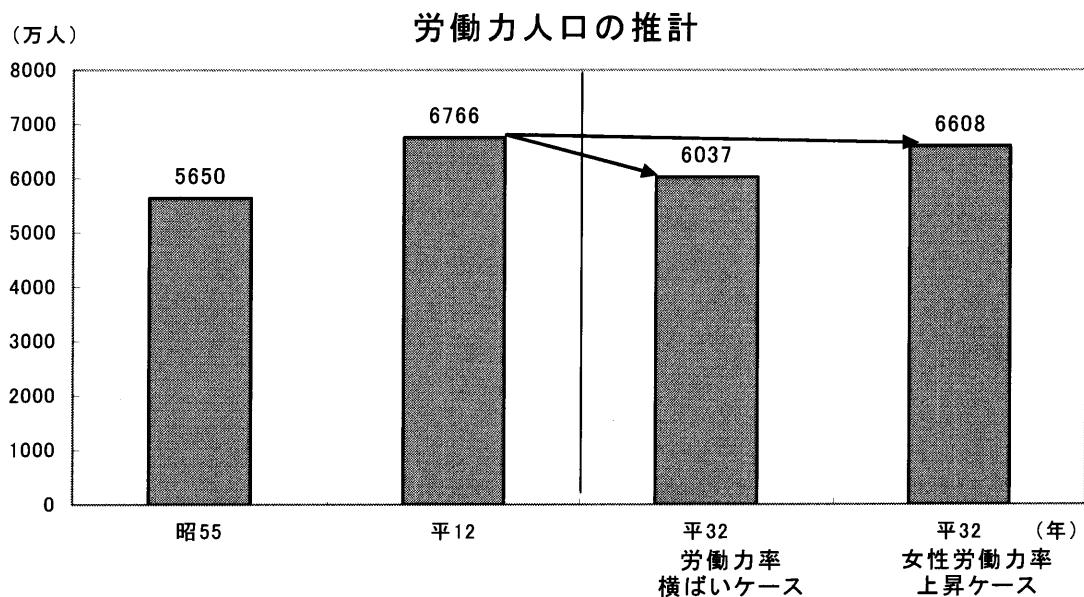
- 女性の就業に関する意識は、子どもができても「継続就業」が「一時中断・再就職」型を上回っているが、実態は、出産を機に離職する女性が多い。第1子の出生1年前に有職であった母親で出生1年半後まで一貫して継続就業している割合は23%，一時離職して出生1年半後までに再就職した割合は13%である。

第1子出生1年半後の就業パターン



(備考) 1. 厚生労働省「出生前後の就業変化に関する統計（人口動態統計特殊報告）」（平成15年度）より作成。  
2. 就業パターンの分類の定義は以下のとおり。  
就業継続：出生前後を通じて一貫して有職の者  
一時離職：出生前に有職であったが、出生を機に一時的に離職し、1年半後には有職の者  
出産前離職：出生前に有職であったが、出生時には無職となり、出生後も無職のままの者  
出産後離職：出生前、出産時には有職であったが、出生後のいずれかの時点で無職となった者

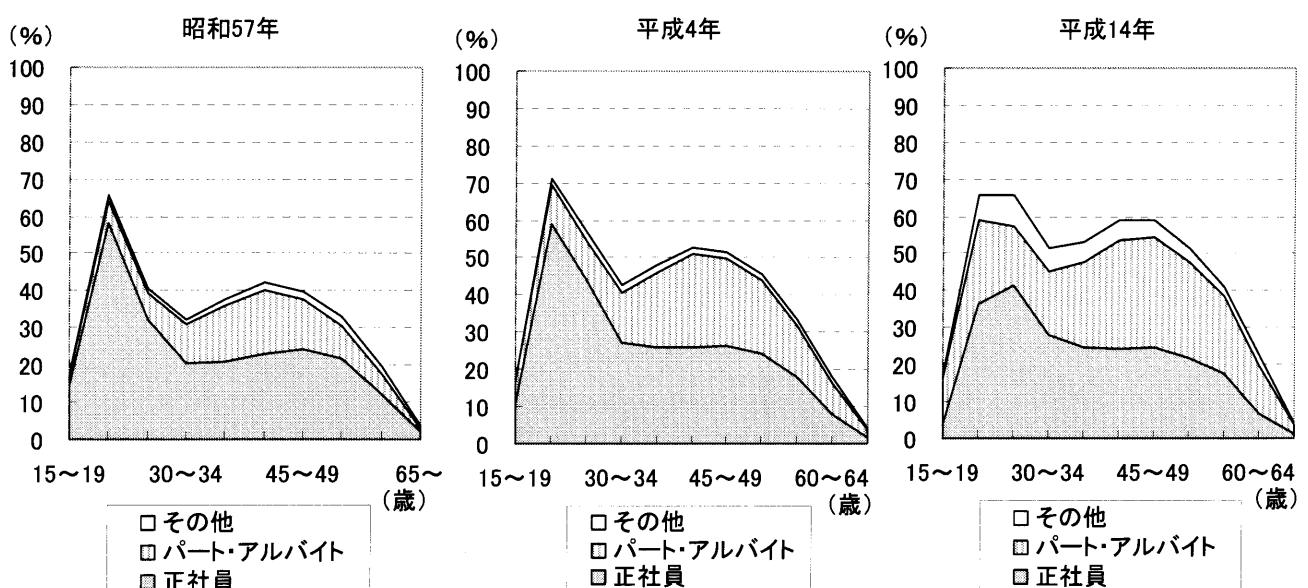
- 日本の労働力人口は減少が始まっているが、女性の労働市場参加が進むと仮定して計算すると、労働力人口の減少をかなりの部分緩和することができると推測される。就業を希望する女性の就業実現が望まれるところである。



(備考) 1. 平成12年までは総務省「労働力調査」、平成32年（労働力率横ばいケース）は厚生労働省推計（平成17年7月）より作成。  
2. 平成32年（女性労働力率上昇ケース）は、年齢階級別の男女の労働力率の差が半分となったと仮定して内閣府男女共同参画局において推計。

- 女性の雇用形態は多様化が進展し、すべての年齢層においてパート・アルバイトの割合が増加している。なかでも、子育て期以降層は正社員は増えていない一方でパート・アルバイトが増加しており、平成14年には40歳以上のすべての年齢階級でパート・アルバイトが正社員を上回っている。再就職する女性はパート・アルバイトが多いことがわかる。

雇用形態の内訳別年齢階級別雇用者比率



(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

- 以上のように、女性が結婚・出産等でいったん退職し、子育てが一段落した後に再就職しようとしてもその壁は厚く、特に正社員での再就職は難しい。早い時期からの学習・能力開発や情報収集が望ましい。企業側には、年齢制限の撤廃や仕事と子育ての両立が可能な就業環境の整備などが求められる。起業やNPO活動についても、独創的な成果を上げている例も多くみられ、一層の活躍が期待される。
- 政府は平成17年12月に「女性の再チャレンジ支援プラン」を策定。  
今後更に、①子育て中の女性の利用しやすさに配慮した支援、②再チャレンジに必要な子育て支援の充実、③企業における再就職女性が活躍しやすい取組の促進（再就職女性の採用、求人年齢制限の緩和、パートと正社員の均衡待遇など）、といった課題に取り組む必要がある。